

第7章

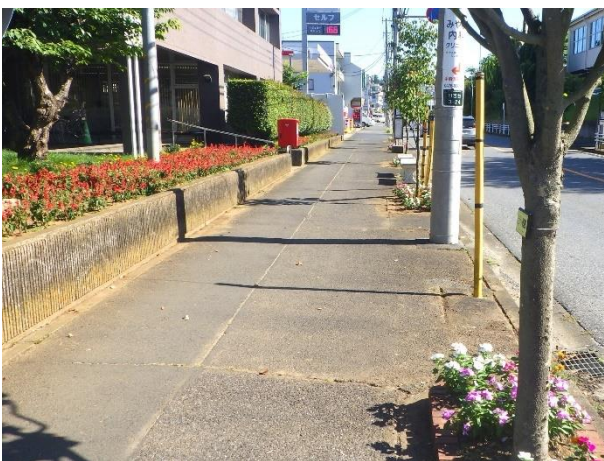
景観形成の推進

～景観形成の進め方～



- 1 景観形成の主体と役割
- 2 景観施策の推進体制
- 3 景観計画の見直し





■ 歩道の植樹（日吉台）



■ 末廣谷津



1 景観形成の主体と役割

本市の自然や歴史、文化などに育まれた良好な景観を保全するとともに、魅力ある景観の創出を図り、地域の活性化や景観の価値の向上等につなげていくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働で進めていくことが重要です。

●市民の役割

市民一人ひとりが良好な景観を形成する主体であることを認識し、景観に対する意識を高め、身近な美化活動や所有する建築物等の美観維持・向上に努めるとともに、地域の良好な景観形成に自主的に参加することが大切です。

また、行政が発信する情報や景観計画についての理解を深め、市が推進する景観の形成へ協力することが求められます。

●事業者の役割

事業者は、事業活動が良好な景観の形成に影響を及ぼす要因になり得ることから、建築物及び門や塀などの外構、屋外広告物等が景観を構成する重要な要素であることを十分に認識するとともに、敷地周辺の清掃や美化活動など、積極的に良好な景観づくりに努めることが大切です。

事業を行う際は、周辺の景観に調和したものであるとともに、魅力を高める取組や市民、行政と連携して景観の形成を実践していくことが求められます。

●行政(市)の役割

市は、国や県などの関係機関等と連携を図るとともに、市民、事業者等と協力し、良好な景観形成の推進を図ります。

また、公共施設の整備や適切な維持管理を推進し、良好な景観の形成に努めます。

さらに、市民や事業者等への景観に関する情報発信や景観形成の意識を高める機会を創出するとともに、景観形成の取組などへの支援策について検討します。



2 景観施策の推進体制

(1) 景観形成の推進体制

① 景観審議会の設置

景観計画に定める事項、その他良好な景観形成の推進に関し、必要な事項について調査や審議をするため、景観審議会を設置します。

景観審議会は、市民や学識経験者、関係団体の代表者などから構成され、景観計画の変更や景観重要建造物、景観重要樹木などの指定、景観形成に関する重要事項を調査・審議します。

② 景観アドバイザー制度の導入

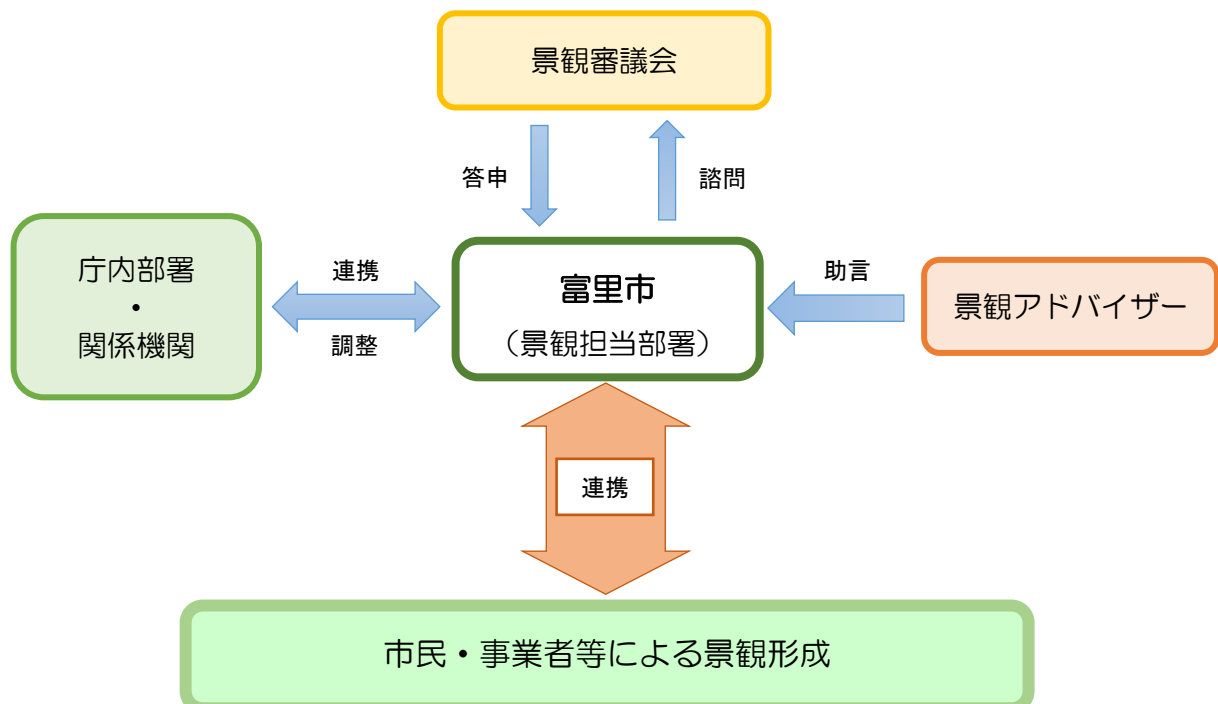
景観計画の運用にあたり、景観形成基準への適合など、専門的な見地から助言やアドバイスを行うために、景観アドバイザー制度を導入します。

③ 庁内及び関係行政機関との連携

景観形成に関連する分野は多岐にわたっているため、関係部署や関係行政機関などとの連携を図ることが重要です。

このため、公共施設等の整備などは、景観計画に即して行われるよう、情報交換や協議、調整を図るとともに、職員の景観に関する意識の向上や体制の強化に努めます。

■ 景観形成の推進体制



(2)景観形成の推進方策

①景観に関する意識啓発

市民や事業者が景観形成の大切さを認識し、意識の醸成を図るために、景観計画や景観に関する情報などについて、広報紙(誌)や市公式ホームページ等により、わかりやすく提供していきます。

②景観に関する教育・学習の推進

良好な景観形成への理解を深めるため、景観について学ぶ機会として、景観に関するイベント等の開催に努めます。

また、子どもたちの景観に対する意識を育むため、関係機関等との連携による学習の推進を検討します。

③景観に関する表彰制度

良好な景観の形成に関わる活動や取組を広く周知し、景観形成への意識の高揚を図るため、景観形成に貢献した活動や取組などを表彰する制度の創設を検討します。

④景観形成に関する支援

主体的に景観形成に取り組もうとする市民や事業者が組織する団体の活動を推進していくため、景観まちづくり市民団体の認定や活動を支援するための仕組みづくりを検討します。

⑤地区計画等の他法令制度の運用

景観計画のほか、都市計画法に基づく地区計画などの景観形成に関わる制度を有効に活用し、地域の実態に応じた景観形成の実現を図ります。



3 景観計画の見直し

景観形成の基本目標を実現するためには、長期的に取り組んでいく必要があります。本計画は、社会情勢の変化や景観法等の改正などによる基準の変更、計画事項の追加等を必要に応じて行うとともに、定期的に景観計画・景観条例の見直しを行うものとしてします。

■PDCAサイクルのイメージ

